

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等						
					開示	一部開示	不開示	不 存 在	存 在 拒 否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号	9号	
1	R5.9.21	R5.10.3	東京駅前八重洲一丁目目黒地区市街地再開発組合 設立認可申請書のうち、定款	24	1							1								(7条3号) 市街地再開発組合及び当該法人の事業及び財産管理に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局 市街地整備部 再開発課
2	R5.9.19	R5.10.3	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 2023/2/13受付 決算変更届出書 (2) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 2023/1/6受付 決算変更届出書 (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 2023/1/30受付 決算変更届出書 (4) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 2023/3/1受付 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	※	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設課
3	R5.9.22	R5.10.3	(1) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和5年3月) (2) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和5年4月)	※	1															—	都市整備局市 街地建築部建 設課
4	R5.9.20	R5.10.4	東京都小金井市〇〇町二丁目〇〇番地〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する道路分割予定図 (10-5590005)	4	1															—	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
5	R5.9.11	R5.10.5	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 (1) 様式第22号の2 (第8条、第9条関係) 変更届出書 (第一面) (2) 様式第7号 (第3条関係) 常勤役員等 (経営業務の管理責任者等) 証明書	2	1							1	1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設課
6	R5.10.2	R5.10.5	建設業許可業者一覧 (東京都知事許可 令和5年9月末現在)	※	1															—	都市整備局市 街地建築部建 設課
7	R5.10.2	R5.10.5	東京都建設業許可台帳 (東京都知事許可 2023年10月2日現在)	※	1															—	都市整備局市 街地建築部建 設課
8	R5.9.26	R5.10.6	武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (令和5年1月武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合)	24	1							1								(7条3号) ・市街地再開発組合の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合に関わる法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局 市街地整備部 再開発課
9	R5.9.25	R5.10.6	神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の規約一式	9	1							1	1							(7条3号) 個人旅行者及び保留床取得者の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該保留床取得者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 独立行政法人の事業及び財産管理に関する情報であって、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	都市整備局 市街地整備部 再開発課
10	R5.9.25	R5.10.6	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 建設業許可申請書一式 (閲覧対象部分に限る)	※	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設課
11	R5.10.2	R5.10.6	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 令和4年3月期決算書変更届 (閲覧対象に限る)	13	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号
21	R5.10.6	R5.10.20	神宮外苑再開祭に関し「サンデー毎日」2018年12月2日号に、～13年に舘元首相が明治神宮の協力をとりつけたことがきっかけだった。「森さんが明治神宮にお願ひに行くと、『(正徳記念) 続面館の景観は残してほしいが、協力はする』と言ってくれた。それまで明治神宮が協力しないという前提で考えていたので、一気に(構想の)スピードが増した」(萩生田氏)とあるが、この内容に関して都が所有している全ての文書。													作成及び取得した事実が確認できず、また実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
22	R5.10.12	R5.10.20	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年10月12日現在)	※	1											—	都市整備局市街地建設部建設課
23	R5.10.16	R5.10.25	東京都知事許可第○○号 有限会社○○ 東京都○○区○○丁目○○番○○号 廃業前の許可申請書類 決算変更届一式 (閲覧対象部分に限る)	90	1							1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
24	R5.10.17	R5.10.25	東京都知事許可第○○号 株式会社○○ 過去5期分の決算変更届 (閲覧対象部分に限る)	※	1							1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
25	R5.10.19	R5.10.25	平成30年議案第1043号に係る東京都柏江市○○町一丁目○○番○、○○番○の一部、○○番○の一部、○○番○の一部、○○番○の一部、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○の一部、○○番○、○○番○、○○番○の一部、○○番○の一部、○○番○、○○番○、○○番○、○○番○の一部、○○番○、○○番○、○○番○の一部、○○番○、○○番○、無番地における協定図	1	1											—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
26	R5.10.12	R5.10.26	(仮称)文京区本郷三丁目計画(建築敷地の地名地番・文京区本郷三丁目422番地1、建業主:三井不動産レジデンシャル株式会社)に係る容積率の特例の適用について東京都がどのように指導したかが分かる文書一式。決裁文書等を含む。												1	当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建設部建築指導課
27	R5.9.12	R5.10.27	・令和2年6月25日付事務連絡「建築着工統計調査補正調査の見直しについて」 ・令和3年6月24日付通知「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正及び建築物用途分類の改定について(抜粋的助言)」 ・令和5年2月28日に受信したメール「【国交省】『官報掲載』建築動態統計調査規則の改正」	150	1											—	都市整備局市街地建設部建築企画課
28	R3.1.7	R5.10.27	確認審査報告書(都受付 令和2年12月25日)	21	1							1	1			(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。	都市整備局市街地建設部建築指導課
29	R5.10.16	R5.10.30	(その1) ・PFAS汚染をめぐる小池百合子知事の発言、および発言に至る調整の過程で作成・取得した一切の記録(メール含む) ・PFAS汚染をめぐる防衛省との間で調整・折衝した過程で作成・取得した一切の記録(メール含む) (その2) ・「横田基地からの漏出をめぐる燃料部会で、2020年以降、PFASに関連して作成・取得した一切の記録。」	13	1											—	基地対策部基地対策担当

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定)条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。  
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。  
 <公文書の枚数>  
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。